

第12回 定例総会議事録

1. 日 時	令和7年3月12日（水）午後2時30分招集
2. 場 所	市役所本庁舎8階 大会議室
3. 出席委員	
13名	1番 朝来野 清      2番 大野 功二      3番 平山 孝行 4番 齊藤 耕一      5番 秋吉 和行      7番 長尾 栄作 8番 脇 文夫      9番 筒井 昌一      10番 釘宮 修一 11番 堀 誠      12番 森崎 智徳      13番 黒木 緑子 14番 村上 枝里
4. 欠席委員	
1名	6番 齊木 清範
5. 事務局	
	事務局職員 5名
事務局	ただいまより第12回定例総会を始めさせていただきます。まず始めに朝来野会長からご挨拶をお願いいたします。
朝来野会長	(あいさつ)
事務局	それでは大分市農業委員会総会規則第3条の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、会長に議長をお願いいたします。
議長	それでは、第12回定例総会を開会いたします。 本日の出席者は13名、欠席者は1名です。農業委員会等に関する法律第27条第3項に定められている過半数を満たしています。 次に、議事録署名委員及び書記の指名を行います。議長から指名させていただきます。よろしいでしょうか。

	(異議なし)
議長	<p>それでは、議事録署名委員に7番長尾委員さん、13番黒木委員さん、書記は事務局の小野さんをお願いします。</p> <p>では、議案の審議に入ります。</p> <p>まず、1ページ 第1号議案 農地法第3条許可申請 1番について、野津原地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
4番齊藤委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、福宗環境センターから南西へ約1kmの距離に位置した農地であり、現地はカキが栽培されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地においてカキを栽培予定です。農機具は草刈機を3台、トラクター、田植機、コンバインを各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約2.5haとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ2番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
8番脇委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、JA おおいたよりそいプラザ賀来東院から北西へ約600m圏内に点在した農地であり、現地の2筆は雑草が冬枯れしており、その他は草刈後の状態でした。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は農地所有適格法人で、申請地において1筆はニラ、タマネギ、イモ、その</p>

<p>議長</p>	<p>他は水稻を栽培予定です。農機具は草刈機を3台、軽四バンを2台、トラクター、軽トラック、1tトラックを各1台所有しており、トラクター1台を借用しています。なお、契約成立後の経営面積は約1.6ha となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p> <p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>なければ2ページ 3番について、野津原地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
<p>4番齊藤委員</p>	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、太田公民館から北東へ約400m の距離に位置した農地であり、現地は稲刈り後の状態でした。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は新規就農者で、申請地において水稻を栽培予定です。農機具はトラクターを2台、コンバイン、田植機、ドローンを各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約30a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>なければ3ページ 1番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>

13番黒木委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、吉野小学校から北東へ約1.4kmの距離に位置した農地であり、現地は耕起されていきました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地において水稻を栽培予定です。農機具は草刈機を5台、トラクターを3台、管理機を2台、田植機、コンバイン、乾燥機を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約1.3haとなります。地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ2番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
13番黒木委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、吉野中学校から南西へ約30mの距離に位置した農地であり、現地の1筆はウメが栽培されており、その他は保全管理されていきました。1筆は一部に農業用倉庫が設置されていきました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は新規就農者で、申請地においてタマネギ、ナス、キュウリ、ダイコン等の露地野菜およびウメを栽培予定です。農機具は耕うん機、草刈機を各1台導入予定です。なお、契約成立後の経営面積は約19aとなります。地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>

議長	なければ4ページ 1番について、坂ノ市地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
2番大野委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、丹生小学校から北へ約50mの距離に位置した市街化区域内の農地であり、現地は保全管理されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は新規就農者で、隣接する宅地に住宅を新築し転居予定です。申請地においてダイコン、ニンジン、ハクサイ等の露地野菜を栽培予定です。農機具は小型トラクターを1台借用予定です。なお、契約成立後の経営面積は約2aとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	なければ2番について、佐賀関地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
3番平山委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、佐賀関勤労者体育センター（旧大志生木小学校）から南東へ約1.7kmの距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地においてニンニク、タマネギ、ジャガイモ等の露地野菜を栽培予定です。農機具は草刈機を2台、耕うん機を1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約29aとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>

議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ5ページ 1番について、大分地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
12番森崎委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分工業高等学校から東へ約360mの距離に位置した農地であり、現地はタマネギ、ダイコン、ブロッコリー、ミカン、カキが栽培されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地においてジャガイモ、タマネギ、ダイコン等の露地野菜を栽培予定です。農機具は草刈機を2台、トラクター、田植機、コンバイン、耕うん機を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約30aとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ6ページ 農地法第3条許可処分の取消願い 1番について事務局から報告してください。</p>
事務局	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。</p> <p>こちらは令和6年12月10日の第9回定例総会にて許可した案件ですが、譲受人から、将来の管理責任に不安があることから、所有権移転を中止したいとの申し出がありました。</p>

	<p>地区審議会で審議していただいたところ、取消相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
3番平山委員	<p>農地法第3条許可処分の取消願いについてで、許可処分となっていますが、処分ではなく許可決定や承認ではないのですか。</p>
事務局	<p>3条許可は行政処分になります。ですので、用語としては許可処分という記載になります。</p>
3番平山委員	<p>わかりました。</p>
議長	<p>他になければ7ページ 農地法第5条許可申請 1番について、野津原地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
4番齊藤委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、野津原市民センターから東へ約1kmの距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。転用者の状況です。本申請は、建築工事業などを営む法人が資材置場・駐車場・休憩所及びトイレとして利用するものです。農地区分です。申請地は、農地の広がりもなく、効率的な営農に適さない農地であるため、その他の農地（第2種農地）に該当します。</p> <p>地区審議会で審議したところ、許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、第1号議案について採決します。</p>

<p>議長</p>	<p>第1号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、第1号議案について、農地法第3条許可申請は許可、取消願については許可取消しすることとし、農地法第5条許可申請は許可相当とします。</p> <p>次に、8ページ 第2号議案 旧農業経営基盤強化促進法第15条第4項に基づく農用地利用集積計画の策定要請について審議を行います。</p> <p>所有権移転 1番については、私に関連する案件になりますので、一旦退室します。議事の進行につきましては、齊藤副会長さんをお願いします。</p> <p>(会長退室)</p> <p>(齊藤副会長に交代)</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、所有権移転 1番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
<p>10番釘宮委員</p>	<p>土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、賀来小中学校から東へ約340mの距離に位置した農地であり、現地は耕起されていきました。所有権の移転を受ける者の経営状況・営農計画です。譲受人は認定農業者で、申請地において水稻を栽培予定です。農機具は草刈機を3台、トラクター、コンバイン、籾摺機、乾燥機、ミニ耕うん機、1tトラック、軽トラック、田植機を各1台所有しています。なお、所有権移転後の経営面積は約1ha となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、承認相当との意見でした。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>

議長	<p>(質問・意見なし)</p> <p>なければ、所有権移転 1番について採決します。</p> <p>1番について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、所有権移転 1番は承認します。</p> <p>では、議事の進行について、会長に交代します。会長さんは着席をお願いします。</p> <p>(会長着席後、議事を再開)</p>
議長	<p>次の9ページ 1番について、大分地区の委員さんは、現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
12番森崎委員	<p>土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分工業高等学校から北東へ約1.5kmの距離に位置した農地であり、現地はハウスが設置されていました。所有権の移転を受ける者の経営状況・営農計画です。譲受人は農地所有適格法人かつ認定農業者で、申請地において大葉、カイワレダイコンを栽培予定です。農機具は軽四トラックを3台、トラクター、中耕機、動力噴霧器を各1台所有しています。なお、所有権移転後の経営面積は約55a となります。地区審議会で審議したところ、承認相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ2番について、鶴崎地区の委員さんは、現地調査報告と地区審</p>

	<p>議会での意見を報告してください。</p>
14番村上委員	<p>土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、川添小学校から南西へ約1.3kmの距離に位置した農地であり、現地はハウスが設置されていました。所有権の移転を受ける者の経営状況・営農計画です。譲受人は農地所有適格法人かつ認定農業者で、申請地においてニラを栽培予定です。農機具はトラクターを7台、動力噴霧器を3台、移植機を2台、コンボ、タイヤショベル、田植機を各1台所有しています。なお、所有権移転後の経営面積は約2.9ha となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、承認相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ10ページ 3番について、鶴崎地区の委員さんは、現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
14番村上委員	<p>土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、東陽中学校から南西へ約1.2kmの距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。所有権の移転を受ける者の経営状況・営農計画です。譲受人は認定農業者で、申請地においてカボチャ、白菜、高菜等の露地野菜を栽培予定です。農機具はトラクター、移植機、動力噴霧器、草刈機、軽トラックを各2台、コンバインを1台所有しています。なお、所有権移転後の経営面積は約4.6ha となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、承認相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>

	(質問・意見なし)
議長	なければ11ページ 利用権設定 1番について、大南地区の委員さんは、現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
7番長尾委員	土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、戸次小学校から北へ約1.3kmの距離に位置した農地であり、現地は耕起されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は、新規参入した認定農業者かつ解除条件付き法人で、申請地においてサツマイモを栽培予定です。農機具はトラクター、草刈機、管理機を各1台所有しています。なお、利用権設定後の経営面積は約19aとなります。 地区審議会で審議したところ、承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
	(質問・意見なし)
議長	なければ2番について、大南地区の委員さんは、現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
7番長尾委員	土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大南市民センターから西へ約80mの距離に位置した農地であり、現地はハウスが設置されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は新規就農者かつ認定農業者で、申請地においてニラを栽培予定です。農機具はトラクター、動力噴霧器を各1台所有しており、管理機、堆肥散布機、マルチャーを各1台借ります。なお、利用権設定後の経営面積は、利用権設定同時申請分と合わせて約88aとなります。 地区審議会で審議したところ、承認相当との意見でした。

議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ12ページ 1番について、大分地区の委員さんは、現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
12番森崎委員	<p>土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地の3筆は荏隈小学校から北西へ約850mの距離に点在した農地であり、その他は滝尾小学校から南西へ約600mの距離に位置した農地で、現地は集荷施設やビニールハウスでニラが栽培されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は新規就農者かつ認定農業者で、申請地においてニラを栽培予定です。農機具はトラクター、動力噴霧器を各1台所有しており、管理機、堆肥散布機、マルチャーを各1台借用します。なお、利用権設定後の経営面積は、利用権設定同時申請分と合わせて約88aとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、承認相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、採決した「8ページ 1番」を除く、第2号議案について採決します。</p> <p>第2号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、第2号議案は承認します。</p>

<p>8番脇委員</p>	<p>次に、13ページ 第3号議案 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画作成のための審議を行います。</p> <p>利用権設定 1番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p> <p>土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分大学医学部から北東へ約1.5kmの距離に位置した農地であり、現地は耕起されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は、申請地において水稻を栽培予定です。農機具は草刈機を2台、トラクター、田植機、コンバイン、除草機を各1台所有しています。なお、利用権設定後の経営面積は約1haとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、承認相当との意見でした。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>なければ2番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
<p>10番釘宮委員</p>	<p>土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、植田小学校から南へ約270mの距離に位置した農地であり、現地は耕起されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は、申請地において水稻を栽培予定です。農機具は乾燥機、草刈機を各4台、トラクターを3台、田植機を2台、コンバイン、糶摺機を各1台所有しています。なお、利用権設定後の経営面積は約3.3haとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、承認相当との意見でした。</p>

議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ14ページ 1番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
7番長尾委員	<p>土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大南市民センターから北西へ約870mの距離に位置した農地であり、現地は耕起されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は、申請地においてニンニクを栽培予定です。農機具は草刈機を4台、トラクター、耕うん機、軽トラック、運搬車を各1台所有しています。なお、利用権設定後の経営面積は約60aとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、承認相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ15ページ 1番について、佐賀関地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
3番平山委員	<p>土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、こうざき小学校から南へ約1.8kmの距離に位置した農地であり、現地は麦が栽培されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は解除条件付き法人で、申請地を花木の育苗として利用予定です。農機具は軽トラック、ユンボ、破碎機、トラクター、草刈機を各1台所有しています。なお、利用権設定後の経営面積は約31aとなります。</p>

<p>議長</p>	<p>地区審議会で審議したところ、承認相当との意見でした。</p> <p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>なければ16ページ 1番について、鶴崎地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
<p>9番筒井委員</p>	<p>土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、松岡小学校から南東へ約740mの距離に位置した農地であり、現地の1筆は貯水タンクが設置、1筆はタマネギ、ブロッコリー、シュンギクを栽培、1筆は耕起されていきました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は新規就農者で、申請地においてホウレンソウ、ナス、ヤマジノギクを栽培予定です。農機具は管理機、軽トラックを各1台所有しており、トラクターを1台借用します。なお、利用権設定後の経営面積は約12aとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、承認相当との意見でした。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>なければ2番について、大分地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
<p>12番森崎委員</p>	<p>土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、滝尾小学校から南東へ約900mの距離に位置した農地であり、現地は耕起されていきました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は新規参入した解除条件付き法人で、申請地</p>

議長	<p>においてサツマイモ、スナップエンドウを栽培予定です。農機具は草刈機を2台所有しており、トラクター、管理機を各1台借用します。なお、利用権設定後の経営面積は約5a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、承認相当との意見でした。</p> <p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ17ページ 3番について、大分地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
12番森崎委員	<p>土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、西部スポーツ交流広場から西へ約1km～2km の距離に点在した農地であり、現地の2筆は耕起され、一部で露地野菜が栽培されていました。1筆はビニールハウスが設置され、保全管理されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は新規就農者で、申請地においてイチゴ、モモを栽培予定です。農機具は耕うん機、草刈機を各1台、トラクター、管理機を各1台借用します。なお、利用権設定後の経営面積は約22a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、承認相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ4番について、大分地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
12番森崎委員	<p>土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告</p>

	<p>です。申請地は、西部スポーツ交流広場から南東へ約500mの距離に位置した農地であり、1筆は柑橘が栽培され、その他は保全管理されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は新規参入した解除条件付き法人で、申請地においてデコポン、カボスを栽培予定です。農機具は草刈機を1台所有しています。なお、利用権設定後の経営面積は約24aとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、承認相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、次の18ページは再設定ですので、報告は事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>18ページ 1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。3年間の使用貸借権での再設定となります。</p> <p>地区審議会で審議していただいたところ、承認相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、第3号議案について採決します。</p> <p>第3号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、第3号議案は承認します。</p> <p>次に、19ページ 第4号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第</p>

事務局	<p>18条に基づく農用地利用集積等促進計画作成のための審議を行います。報告は事務局からお願いします。</p> <p>19ページ 1番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、矢ノ原地区に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に水稻、麦、大豆を栽培する認定農業者で、申請地において水稻を栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約18.9haとなります。</p> <p>20ページ 1番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、備後地区に位置した農地であり、現地は耕起されていました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に露地野菜を栽培する認定農業者で、申請地において露地野菜を栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約11.3haとなります。</p> <p>2番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、川床地区に位置した農地であり、現地は耕起されていました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主にイチゴ、ピーマン、露地野菜を栽培する認定農業者で、申請地において露地野菜を栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約3.4haとなります。</p> <p>21ページ 3番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、戸次本町地区に位置した農地であり、現地は耕起されていました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主にモヤシ、小大豆モヤシ、サツマイモを栽培する認定農業者で、申請地においてサツマイモを栽培予定です。なお、契約成立後の経</p>
-----	---

	<p>営面積は約4.2ha となります。</p> <p>22ページ 1番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、延命寺地区に位置した農地であり、現地は耕起されていきました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に水稻、麦、ニンニクを栽培する認定農業者で、申請地において水稻を栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約20.1ha となります。</p> <p>23ページ 1番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、松岡地区に位置した農地であり、現地は保全管理されていきました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に水稻、麦を栽培する認定農業者で、申請地において水稻を栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約10.6ha となります。</p> <p>24ページ 1番です。ここからは再設定の案件です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。5年間の賃借権での再設定となります。</p> <p>2番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。5年間の賃借権での再設定となります。</p> <p>各地区審議会で審議していただいたところ、すべて承認相当との意見でした。</p> <p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	
議長	<p>なければ、第4号議案について採決します。</p> <p>第4号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>

	(全員挙手)
議長	<p>全員賛成ですので、第4号議案は承認します。</p> <p>次に、25ページ 第5号議案 非農地証明願について、事務局から報告してください。</p>
事務局	<p>25ページ 1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。</p> <p>申請内容は2015年頃から耕作放棄により原野化しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、大分県警察学校から南西へ約3kmの距離に位置した農地であり、現地は耕作放棄により原野化していました。</p> <p>2番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。</p> <p>申請内容は1993年頃から耕作放棄により原野化しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、植田西中学校から南へ約440mの距離に位置した農地であり、現地は耕作放棄により原野化していました。</p> <p>3番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。</p> <p>申請内容は1980年頃から耕作放棄により山林化しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、大分県警察学校から南西へ約2kmの距離に位置した農地であり、現地は耕作放棄により山林化していました。</p> <p>26ページ 1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。</p> <p>申請内容は1967年頃から宅地として利用しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、神崎小学校から西へ約800mの距離に位置した農地であり、現地は更地になっており、面積が小さいことから農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれました。</p> <p>2番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。</p> <p>申請内容は2005年頃から耕作放棄により原野化しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、八幡小学校から東へ約2.5kmの距離</p>

議長	<p>に位置した農地であり、現地は耕作放棄により原野化していました。各地区審議会で審議していただいたところ、すべて非農地相当であるとの意見でした。</p> <p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、第5号議案について採決します。</p> <p>第5号議案について、非農地決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、第5号議案は非農地決定します。</p> <p>次は、27ページからの 第6号議案 報告事項について、事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>27ページから30ページです。農地法第3条の3の届出で、相続または時効取得により農地を取得した届出が、合計で12件出ています。</p> <p>31ページから34ページです。農地法第4条第1項第7号の届出で、市街化区域内農地において所有者自身が転用する届出が、合計で13件出ています。</p> <p>35ページから39ページです。農地法第5条第1項第6号の届出で、市街化区域内農地において権利移動を伴う転用の届出が、合計で33件出ています。</p> <p>40ページから42ページです。農地法第18条第6項の通知で、双方合意での解約の通知が、合計で7件出ています。</p> <p>43ページです。農地競売・公売の買受適格証明願（5条届出）について、市街化区域内農地において農地を取得したいという証明願が、合計</p>

議長	<p>で3件出ています。</p> <p>最後は、44ページです。農地について条件付権利の仮登記についてで、市街化区域内農地において仮登記が設定されたという通知が、1件出ています。</p> <p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>その他協議事項について、事務局から何かありますか。</p>
事務局	<p>農地法第3条許可について、厳格な判断をしていかなければいけなくなるということを踏まえた話になります。農地について権利移動をするときには、農業委員会の許可を受けなければならないとなっております。それが許可処分という扱いになってきます。内容としては地区審議会でお話しさせていただいておりますが、許可処分を行った農地について、これまで耕作をしていなかった、また、農業委員会や農業委員さんから指導をして、お願いをしたら草刈りはしていた、しかし、耕作はしていないという状態が何年か続いていた状況がありながら、今回、別の農地の取得についての申請相談が上がっているという案件があります。これから申請予定の案件ですので、4月1日から施行される法改正も適用しながら運用していかなければならないということになります。この案件の判断をする際に、どこまでを許可とするかを全国の農業会議所にも大分県農業会議の方に確認していただいたところ、農地法を素直に読み解くと耕作はしなければならないという規定がされていました。その耕作とは何かというと、肥培管理。耕起、草刈りだけではなく、土を起こして肥料をあげ、作物が植えられる状況までするということが、農地法で規定されています。そこまでをしなければいけないというのが、農地法上の本筋ではあります。ただし、農地のある場所等の条件や、様々なご事情があるかもしれませんし、今回の案件のように再三の指導にも沿って</p>

ただけず今に至るといふこともあると思ひます。その中で、大分市農業委員会として、どこで判断をしていくかといふことを決めて、またその悪意性があるないといふふり幅を考えながら判断をしていきたいと思ひます。本日はその判断基準をどこに持っていくのか、また今回の案件に対してどう対応していくのかといふことを協議していただければと思ひます。

先程お配りした資料をご覧ください。こちらは栃木県での事例の資料となります。その内容としては、農業委員会の不許可処分に対して、不服審査請求が出された案件です。許可・許可処分として行政処分を下した内容については、不服審査の申し立ての対象行為となりますので、不服審査請求を行う権利が当事者に与えられます。この事例ですと、「審査請求人が定期的に除草を行うなどの保全管理をしている。と主張するが、農地法関係事務に係る処理基準において、耕作とは土地に労費を加え肥培管理を行って作物を栽培することとされ、また肥培管理とは作物の育成を助けるため、その土地に施される耕うん、整地、播種、灌がい、排水、施肥、農薬散布、除草等の一連の人為的作業であり、ある土地が農地であるかどうかは、その土地に作物の栽培のための肥培管理が施されているかどうかによって決定されること等からすると、審査請求人が言われている除草だけの保全管理では、肥培管理しているとは言えない。」という結論で、請求の却下を行っており、そのことが妥当であるという判断が行政不服審査会の結論となっています。農地法上では草刈りをしていればよいということではないということです。ただしこの場合、農地法上と審査会の結論として、肥培管理までしていれば逆に植えていなくてもよいという判断にもなります。現実として3条の申請書にはどの作物を植えるか等、営農計画書の添付で詳細も記載してもらっています。そのことも踏まえると、事務局の提案としましては、大分市の判断基準としては肥培管理に加え、作付けまでを基準としてよいのではないかと考えております。ただし農地法だけで言いますと、作付けまでは基準としていないので、その点も含めてこの場で協議していただければと思ひます。大分県農業会議の方とも相談をしたのですが、農

	<p>地法の幅の中でどこを基準とするのかは、許可権者である農業委員会が判断してよいと言われておりますので、ここで基準を設けさせていただければと思います。</p>
議長	<p>別件ですが、数年前に競売で農地を購入した方がいますが、ユンボで土を掘り返しただけで、それ以降何もしていない状態の農地があります。今後、競売で購入した場合、農業の権利はありますが、耕作をしていない場合はどうなるのかという問題も考えていただきたいです。</p>
2番大野委員	<p>肥培管理されているかどうかは、どのように確認しますか。</p>
事務局	<p>耕うんまでは確認できますが、実際に肥料をあげたかどうかに関しては確認が難しいと思われます。事務局としては、草刈りだけではなく、耕うんして作物が植えられる状態になっているかどうか判断基準ではないかと考えております。</p>
2番大野委員	<p>今までは草刈りで保全管理していると判断していましたが、それに耕うんが追加されるということですか。</p>
事務局	<p>そこにさらに作付けまで見るかどうかというところですが、作付けまで確認できない場合に3条申請を不許可にする、もしくは、作付けが行われるまで処分保留にするかどうかをお考えいただきたいと思います。不許可にした場合は、行政処分になります。許可保留にした場合は、あくまでも許可の判断ができない保留なので、行政処分には該当しません。</p>
議長	<p>農地利用の目的で農地を取得していただければいいのですが、例えば競売等で農地を買っては家を建てているという方に対して、どう対応していくかも考えなければいけないと思います。</p>
事務局	<p>競売も含めて3条で農地を取得したあとに転用もしくは譲渡した場合、3</p>

	<p>年間は新たな農地取得はできないと国が定めていますので、その点は規制ができると考えております。ただし転用や譲渡をせずに、農地を取得したが何もしていないという方に対しての判断が難しいというところ です。農地法だけで言いますと肥培管理までという基準がありますので、そこを基準に個人の状況を加味したうえで、あとは作付けまで見るという案もあるかと思 います。まずは基準を決めて、あとは臨機応変に考えるしかないのではと思 っております。</p>
5番秋吉委員	<p>肥培管理の範囲についてですが、例えば果樹を植える場合で、現地はきれいにしているがまだ植えてない状態など、ただ植えればよいのか、肥培管理をどこまで見ればよいか が難しいと思 います。仮登記のように、定期的に現地調査で確認するなどの対応をしたほうがよいのではない でしょうか。</p>
事務局	<p>地区審議会でも、とりあえず果樹を1本植えたという場合はどう判断する のかという意見がありました。</p>
12番森崎委員	<p>以前、どう見ても廃園だと思ったので本人に確認をしたら、「見た目ではわからないが、無農薬で草も刈らないという方針です。」と言われて 驚いたことがありました。そういう方もいますので判断はとても難しい と思 います。畑の耕作についてはわかりやすいと思 いますが、果樹は難 しいです。</p>
事務局	<p>基本的には、全ての農地を耕作できるという意味合いでの全部効率利用要件になりますので、一部植えるとかではなくて、全て耕作できることを前提に許可を出すことになると思 います。</p> <p>今、森崎委員さんがお話しされた事例などは、線引きが難しいですが、聞き取りをしながら臨機応変に判断をしていくしかないと思 います。また、秋吉委員さんがお話しされた見回りについては、推進委員さんにご協力をいただきながら日々見回りをしていただい て、変化があったとき</p>

	<p>は、その都度検討をして対応することになるのではないかと思います。</p>
5番秋吉委員	<p>担当地区について推進委員さんは現状を知っていると思います。</p>
事務局	<p>農地法の運用自体は厳しく見なければならぬというのがありますが、各地区で判断の違いがないように、統一した見解を持ちたいと考えております。現在、現地調査は地区ごとに行っていますので、判断に差が生じてしまっています。ですので、大分市農業委員会としての統一見解を定めたくて、状況確認や聞き取り、日々の管理などを見ながらの判断になると思います。</p>
4番齊藤委員	<p>農業会議が方針の県下統一をしないといけないと思います。他市との判断基準の違いによって問題が起こる可能性があるため、各市町村で違いがあるのはよくないと思います。</p>
事務局	<p>あくまでも許可を出すのは各市町村の農業委員会となりますので、許可権を持っているのは誰かということで考えると、農業会議が統一した方針を出すことは難しいと思われます。法律上の見解は教えていただけるのですが、運用をどうするのかは各市町村の判断となります。</p>
2番大野委員	<p>3年と期限を決めた根拠はなんですか。</p>
5番秋吉委員	<p>運用面で3年と決めているのですか。</p>
事務局	<p>事務処理基準にはないのですが、Q&amp;Aでは3年と記載されています。法律上で有効かというところは確認できていません。</p>
2番大野委員	<p>3条の申請をするときに営農計画を作りますが、許可したものについては翌年農地パトロールで確認に行くので、そのときに計画通り耕作しているか確認をしていますよね。</p>

事務局	<p>地区審議会のおきにお配りした新しい3条の申請様式の別紙1で、申請者側が法律の違反や過去に取得した農地の管理状況について、過去3年間は最低限申告をしないといけないという項目が追加されています。そこで、ある程度把握できるのではないかと思います。また農業委員会の審査に当たっては、3年に限らず、臨機応変に3年を越えて審査対象にしてもよいという基準にはなっておりますので、そのあたりも踏まえて今後運用していければと考えております。</p>
2番大野委員	<p>3年までは計画通り耕作していない場合、3条許可の取消しができるということですか。</p>
事務局	<p>3条の許可の取消しについてはできません。転用であれば許可条件に違反した場合の許可の取消しができますが、3条については許可の取消しが条項にないため、農業委員会としては、申請通りに耕作していただくことを前提として指導していくしかないということになります。</p>
2番大野委員	<p>耕作するように指導しないといけないということですね。</p>
5番秋吉委員	<p>行政指導をするしかないですね。</p>
事務局	<p>耕作するという前提で申請していただいていますし、申請通りに耕作することという条件を付けて許可を出していますので、農業委員会は耕作するように指導するしかないと思います。</p> <p>今回、大分市農業委員会の全部効率利用要件を判断するにあたっての基準を決めていただいて、あとは個別の判断になると思います。</p>
5番秋吉委員	<p>事務局からの提案をもう一度お願いします。</p>
事務局	<p>判断基準としては、①肥培管理までとする。②肥培管理に加え作付けま</p>

	<p>でとする。③草刈りまでとする。以上、大きく分けて3つのいずれかになるかと思いますが、事務局としては、②作付けまでを判断基準にすることをご提案します。農業委員さんが今まで指導をしていたにも関わらず放置している方に対しては、やはり肥培管理だけではだめなのではないかと思います。ただし、原則としては作付けまでの判断基準としますが、例えば相続した農地を高齢等でご自身で管理できないため、草刈りまでの管理はするという状況の方に対して、作付けまでしないと許可できませんと言ってしまうのは厳しいと思いますので、そのような場合には、草刈り程度での判断を考えてもよいのではないかと思います。</p>
10番釘宮委員	<p>3年の縛りに関してですが、農地を取得して担保に入れたが、3年経たないうちに抵当権の実行をされた場合、許可申請の許可はするのですか。</p>
事務局	<p>担保に入れて抵当権の実行をされたとしても、耕作ができるのであれば、その時の状況に応じて判断しますので、必ず許可しないということはないかと思います。今回は、農地を取得して耕作をしていなかった場合となります。</p>
5番秋吉委員	<p>あとは農業委員さんや推進委員さんで現地を見ていくしかないですね。</p>
議長	<p>それでは判断基準についてですが、原則は作付けまでとするが、農業委員会として見回りをしていく中で今後の指導を行う。あとは状況によって、臨機応変に対応するというところでよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
事務局	<p>ありがとうございます。次に今回の案件をどう判断するかを協議していただきたいと思います。今回の案件に関しても、原則通り、作付けをするまで許可できないという判断でよろしいでしょうか。事務局から植え付けをするまで申請はしないでくださいという話はしますが、それでも</p>

	<p>申請すると言われた場合は受理をしなければならぬので、その場合は、農長委員会として不許可という処分をする。もしくは、植え付けをするまで保留とするかのどちらかの判断になるかと思います。</p>
5番秋吉委員	<p>まずは植え付けをしているか、現地に見に行かないといけませんね。</p>
事務局	<p>先日ご本人にお電話で確認したのですが、3月11日に苗が届いて、来週植え付けをするということで聞いております。今月の20日までに申請が上がったとしても、月末の現地調査の時点で植え付けまで終わっているという状態にはなりません。月末の現地調査で確認したときに植え付けが終わっていない場合、不許可もしくは保留のどちらの判断とすることをお考えいただければと思います。</p>
委員全員	<p>保留がいいと思います。</p>
事務局	<p>わかりました。それでは条件が整うまでは保留とさせていただきます。またその方から、新たに2筆欲しいというお話を聞いています。隣り合った筆ではなく違う場所の筆で、新たに2筆の3条許可申請が出た場合、どちらか1筆だけ許可して、もう1筆は許可しないということではできないと思いますので、2筆を同時許可もしくは同時保留にするしかないと思っておりますがいかがでしょうか。</p>
5番秋吉委員	<p>その2筆の内の1筆は、農地の中に道路が通っているので許可が難しいのではないですか。</p>
事務局	<p>道路の件については確認いたします。もし同じ条件で2筆分を申請された場合は、片方だけ許可もしくは保留という判断はできないため、両方同じ判断が必要だと考えております。</p>
議長	<p>それでは、大分市農業委員会の3条許可取得の判断基準をまとめます。3</p>

	<p>条取得した農地の管理は、原則として肥培管理に加え作付けまでを基準とする。あとは状況に応じて臨機応変に判断をする。また、新たに3条取得をしたときに要件を満たさなかった場合は、処分保留とする。さらに、新たな3条申請が複数筆あったとしても、どちらかの判断ではなく、同時申請したのであれば同じ処分や許可日とするということによるのでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
事務局	<p>ありがとうございます。それでは、今回決めた判断基準を基に運用していきたいと思います。</p>
議長	<p>他に質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>以上で定例総会に提出されている議案はすべて終了しました。 これで第12回定例総会を閉会します。</p>